

その他《古紙回収等》

入札参加資格有資格者【真庭市内】

物品購入 見積徴取通知書

このことについて、下記により見積りを徴取しますので通知します。

記

1. 物品購入名称 古紙類売却（クリーンセンターまにわ）
2. 規格及び数量 別紙「物品購入仕様書」のとおり
3. 見積提出場所 **真庭市役所財産活用課**
4. 見積提出期限 **令和 8年 3月19日 17時00分（必着）**
5. 開札予定 **令和 8年 3月24日 13時00分**
6. 納入場所 クリーンセンターまにわ 北部地区中継施設 南部地区中継施設
7. 納入期限 **令和 9年 3月31日**

(1) 規格・仕様等詳細についての質問事項は、令和 8年 3月11日 12時00分までにメールにて下記担当に問い合わせてください。

クリーンセンターまにわ 〔担当〕池田 精二 〔アドレス〕clean_c@city.maniwa.lg.jp

(2) 見積書の見積金額については、税抜きで記載すること。

(3) 見積書には内訳書（貴社様式見積書可）を必ず添付すること。

(4) 見積書は封書で提出し、見積物品名・物品番号及び見積書在中と表記してください。

(5) 落札業者決定方法は、最低金額見積業者を落札業者とします。

(6) 本見積徴取の取扱いは「真庭市見積徴取参加心得」(ホームページ掲載)の定めによります。

(7) 本見積結果は、落札者のみに連絡します。結果の公表は、財産活用課窓口で閲覧できます。

(電話での問合せにはお答えできませんのでご了承ください。)

(8) 見積の通知日から落札者の決定する日の間、入札参加資格でない場合の見積書は無効となります。

(支店・営業所は契約を委任されていないと無効となります。)

※ 見積書を提出される場合、普通郵便または持参で可

※ 辞退届を廃止しているため、参加者のみ見積書を提出すること

(9) 当業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、本見積は無効となります。

古紙類売却仕様書

1 目的

クリーンセンターまにわ及び北部地区中継施設、南部地区中継施設が保管する古紙類を売却し、適正に再資源化することを目的とする。

2 件名

古紙類売却

3 保管場所・施設名

保管場所：岡山県真庭市樫西 2 9 0 施設名：クリーンセンターまにわ
：岡山県真庭市蒜山初和 5 9 2 - 1 施設名：北部地区中継施設
(旧真庭北部クリーンセンター)
：岡山県真庭市宮地 6 3 1 - 3 施設名：南部地区中継施設
(旧コスモスクリーンセンター)

4 売却の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 古紙類品目及び予定量

区分	品目	期間中予定量 クリーンセンター まにわ	期間中予定量 北部地区中継施設	期間中予定量 南部地区中継施設
A	段ボール	70,000kg	60,000kg	45,000kg
B	新聞 (チラシ広告含む)	35,000kg	35,000kg	20,000kg
	雑誌・雑紙	80,000kg	55,000kg	45,000kg
	シュレッダー	5,000kg	100kg	1,000kg
C	牛乳パック (紙パック)	200kg	1,200kg	1,000kg

※予定量はあくまで予測であり、実際の引き取り重量を保証するものではありません。

6 搬出方法等

○区分 A 段ボール

買受者は保管場所に集積してある段ボールを、パッカー車等に積み込み搬出する。積み込みは買受者が行う。

○区分 B 新聞、雑誌・雑紙、シュレッダー

買受者は、古紙類の保管及び運搬に使用するコンテナ等を保管場所に無償で設置し、積み込み可能な車両にてコンテナごと搬出する。積み込みは買受者が行うこととし、保管場所にあるフォークリフトを使用できることとする。コンテナの設置個数は、対象品目の保管に支障のないよう、真庭市と買受者が協議することとする

※参考 現在設置のコンテナ個数 クリーンセンターまにわ： 8 個
北部地区中継施設： 1 2 ~ 1 3 個
南部地区中継施設： 4 個

○区分 C 牛乳パック

クリーンセンターまにわ及び南部中継施設：

買受者は、牛乳パックの保管及び運搬に使用するフレコンバッグ等を保管場所に無償で設置し、新聞等のコンテナ搬出時に併せて搬出する。積み込みは買受者が行うこととし、保管場所にあるフォークリフトを使用できることとする。

北部地区中継施設：

北部地区中継施設にて、段ボールに概ね10Kgないし20Kg 梱包し、計量済みのものを段ボール若しくはコンテナ搬出時に併せて搬出する。

- ・保管及び運搬に使用するコンテナの材質については、雨風に耐え得る材質のものとする。またフォークリフトを使用して移動及び車両への積み込み可能な構造のものとする。

※参考 現在設置のコンテナ寸法 縦2m×横1.5m×高さ1.2m

- ・買受者は、自らコンテナ設置、積み込み及び搬出を直接行わなければならない。
- ・真庭市は買受者の搬出可能重量、コンテナ個数等に加え、保管場所の古紙類の保管可能量から勘案し買受者に搬出を依頼する。買受者は真庭市が搬出を依頼した後速やかに指定した古紙類の搬出を行うこと。また真庭市からの依頼がなくとも、買受者の都合により搬出を行ってもよい。
- ・搬出日時は祝日を除く平日の午前9時から12時、午後1時から4時30分を基本とする。
クリーンセンターまにわ：搬出は古紙類の収集日（毎月第2、4木・金曜日）前後に多くあることが予想されます。

北部地区中継施設： 搬出は古紙類の収集日（毎月第1、3月曜日・第2、4金曜日）前後に多くあることが予想されます。

南部地区中継施設： 搬出は古紙類の収集日（毎月第2、3火、金曜日・毎週水曜日）前後に多くあることが予想されます。

7 計量方法

保管場所にある計量機で計量することを原則とする。

8 見積方法

別紙見積書の品目ごとの見積単価欄に1kgあたりの買取単価（消費税含まず）を1円単位で記入すること。併せて予定量と見積単価を乗じて算出した金額を記入し、金額の合計欄も記入すること。

※有価物とならず無料での引取が可能な場合は見積単価欄に無料と記入すること。

9 落札者の決定

各品目の金額を合計した金額が最も高い者を落札者（買受者）とする。

（5品目すべての落札者とする。）

※落札者は5品目すべて引取可能な業者であることとする。

10 契約の方法

各品目ごとの見積単価（消費税別）で単価契約

11 その他

- ・買受者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- ・フォークリフトの運転は有資格者が行うものとする。また、買受者の責任による事故等が発生した場合、一切の損害賠償及びフォークリフト等の原状復旧にかかる経費は買受者の負担とする。
- ・売却代金は毎月品目ごとの搬出量に契約単価を乗じた額に消費税を加えた額とする。
- ・搬出物の中に含まれる不適物（古紙類をまとめる際に使用するプラスチック製のひもや袋）や買受者の選別後の残渣物については、買受者が費用負担し処分すること。
- ・本仕様書に定めのない事項、その他履行に関して疑義が生じた場合は、真庭市と買受者が誠意をもって協議し、決定すること。

見 積 書

品目	予定量 (k g)	見積単価 (1 k gあたり)	金 額
段ボール	175,000 k g	円	円
新聞	90,000 k g	円	円
雑誌・雑紙	180,000 k g	円	円
シュレッダー	6,100 k g	円	円
牛乳パック	2,400 k g	円	円
合計			円

(注) 金額の頭に¥を表示すること

但し、古紙類売却 見積金額

上記のとおり見積書を提出します。
(上記の金額には消費税が含まれていません。)

令和 年 月 日

真庭市長
太田 昇 殿

住 所

氏 名

印